

『介護予防・日常生活支援総合事業参入手引』

目次

第1	介護予防・日常生活支援総合事業とシルバー人材センター	1
1	地域包括ケアシステムを支える生活支援・福祉サービスの充実	1
2	シルバー人材センターの出番	3
3	介護予防・日常生活支援総合事業の概要	5
第2	訪問型サービスへの参入	9
1	サービス類型	9
2	参入するサービス種別の検討	10
3	事業参入の働きかけ	11
4	従事者の確保	12
5	市区町村との契約	14
第3	通所型サービスへの参入	16
1	サービス類型	16
2	参入するサービス種別の検討	17
3	事業参入の働きかけ	17
4	従事者の確保	18
5	必要な設備	19
6	市区町村との契約	19
第4	会計・経理処理	22
1	単価設定の考え方	22
2	経理処理について	23

第5 質疑応答 25

第6 介護予防・日常生活支援総合事業への参入事例 30

1 平成27年度受託センター一覧表 30

2 受託しているセンターにおける状況 32

参考資料

1 厚生労働省告示第196号「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」(抜粋) 62

2 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(抜粋) 67

3 平成12年3月17日付老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(抜粋) 149

4 シルバー人材センターが実施する福祉・家事援助サービス事業の推移 152

5 市町村における介護予防・日常生活支援総合事業の移行時期(厚生労働省調査) 153

6 シルバー人材センターにおける介護予防・日常生活支援総合事業の受託状況(全国シルバー人材センター事業協会調査) 153

7 訪問型サービスAに従事する会員研修の標準カリキュラム(50時間版、17時間版、12時間版) 154

第1 介護予防・日常生活支援総合事業とシルバー人材センター

1 地域包括ケアシステムを支える生活支援・福祉サービスの充実

要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられることを目指した「地域包括ケアシステム」の整備が、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に進められています。

その具体的な内容は、身近な日常生活圏で医療・看護、介護・リハビリテーション、健康・予防の生活支援・福祉サービス提供体制を整備することです。

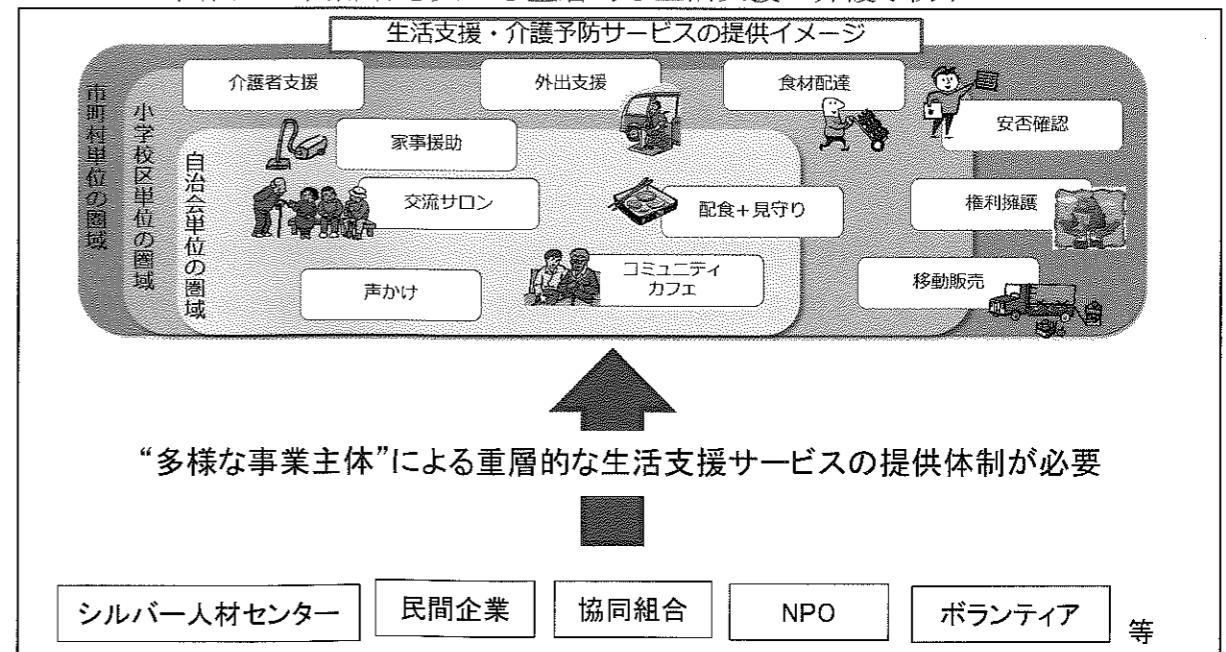
中でも、生活の基盤となる「住まい」と食事や見守りなどの「生活支援」の整備が急がれており、その達成には公助・共助・互助・

自助※を組み合わせた「総力戦」で取り組む(厚生労働省「地域包括ケア研究会報告書」平成25年3月より)ことが求められています。

これら生活支援サービスの“多様な事業主体”には、シルバー人材センターにも大きな期待がかかっています。(図表1)



図表1 高齢者を支える重層的な生活支援・介護予防サービス



(厚生労働省「地域包括ケア研究会報告書」平成25年3月を一部改編)